

議案第 39 号

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例
制定について

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例（平成19年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び災害の防止」を削る。

第2条第5号中「崩落若しくは流出の防止又は土地の緑化等」を「飛散又は流出を防止し、及び土地の緑化を図るため」に改める。

第3条第2項中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改める。

第5条中「及び災害の防止」を削る。

第7条第2項第6号を削り、同項第7号中「及び災害の防止」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とする。

第9条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が土採取場の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

第9条第2項を削る。

第10条中「及び災害の防止」を削る。

第11条第1項中「第7号」を「第6号」に改め、同条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

第13条第2項中「土採取事業の施工に関する計画（第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。）及び」及び「及び災害の防止」を削る。

第16条中「及び災害の防止」を削る。

第20条中「又は災害の防止」を削る。

第22条第2項第1号中「土採取事業の施工に関する計画又は」及び「及び災害の防止」を削り、同項第3号中「又は災害の防止」を削る。

第22条の2第1項中「又は土砂等の崩落、飛散」を「若しくは土砂等の飛散」に、「による災害が発生し、又はこれらの」を「が生じ、又は生じる」に改める。

第22条の3第1項中「第9条第1項第2号」を「第9条第2号」に改める。

第23条中「又は災害の防止」を削る。

別表備考中「5, 000平方メートル未満」を「3, 000平方メートル以下」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のひたちなか市土採取事業の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土採取事業（改正後のひたちなか市土採取事業の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2号に規定する土採取事業をいう。以下同じ。）に着手しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土採取事業に着手していないものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第7条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 施行日前にされた旧条例第7条第2項の規定による許可の申請であって、施行日に許可又は不許可の処分がされていないものは、新条例第7条第2項の規定による許可の申請とみなす。
- 5 施行日前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土採取事業について、市、土採取事業を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 土地の整備 土採取後の土地において、土砂等の崩落若しくは流出の防止又は土地の緑化等の措置を講ずることをいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する土採取事業を行う場合及び土採取事業のうち土地の復元に係る部分が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を必要とするものである場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）において当該土地の復元を行うときには適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(土採取事業を行う者の責務)</p> <p>第5条 土採取事業を行う者は、土採取事業を行うに当たっては、当該土採取場の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(土採取事業の許可)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土採取事業について、市、土採取事業を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 土地の整備 土採取後の土地において、土砂等の飛散又は流出を防止し、及び土地の緑化を図るための措置を講ずることをいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する土採取事業を行う場合及び土採取事業のうち土地の復元に係る部分が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を必要とするものである場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を3,000平方メートル以下に変更しようとする場合を除く。）において当該土地の復元を行うときには適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(土採取事業を行う者の責務)</p> <p>第5条 土採取事業を行う者は、土採取事業を行うに当たっては、当該土採取場の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(土採取事業の許可)</p>	

旧	新	備考
<p>第7条 略</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 土採取事業の施工に関する計画</u></p> <p><u>(7) 土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、次に掲げる要件の全てを満たしているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) <u>次に掲げる要件の全てを満たしていること。</u></p> <p>ア <u>当該土採取事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。</u></p> <p>イ <u>当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 第7条第1項の許可の申請が、他の法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものにあつては、土採取事業の施工に関する計画のうち土地の復元又は土地の整備に係る部分について前項第1号アの規定は適用しない。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第10条 市長は、第7条第1項の許可に、当該許可に係る土採取場の周辺の</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 土採取場の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、次に掲げる要件の全てを満たしているときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) <u>当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が土採取場の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第10条 市長は、第7条第1項の許可に、当該許可に係る土採取場の周辺の</p>	

旧	新	備考
<p>地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付すことができる。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第11条 第7条第1項の許可を受けた者(第12条の2第2項を除き、以下「許可を受けた者」という。)は、第7条第2項第2号又は第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第7条第2項第1号若しくは第8号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(着手の届出等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出(同項第3号又は第4号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土採取事業が当該土採取事業に係る第7条第2項の申請書に記載した土採取事業の施工に関する計画(第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。)及び土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画(第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。</p> <p>(施工管理者の設置等)</p> <p>第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可に係る土採取事業を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の</p>	<p>地域の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付すことができる。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第11条 第7条第1項の許可を受けた者(第12条の2第2項を除き、以下「許可を受けた者」という。)は、第7条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第7条第2項第1号若しくは第7号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(着手の届出等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出(同項第3号又は第4号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土採取事業が当該土採取事業に係る第7条第2項の申請書に記載した土採取場の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画(第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。</p> <p>(施工管理者の設置等)</p> <p>第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る土採取場の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可に係る土採取事業を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る土採取場の周辺の地域の生活環境の保全のために必</p>	

旧	新	備考
<p>防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。</p> <p>(書類の備付け及び閲覧)</p> <p>第20条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、第18条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る土採取場内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土採取事業に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p> <p>(措置命令等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第10条の規定により第7条第1項又は第11条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土採取事業の停止を命じ、若しくは期限を定めて土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 土採取事業が当該許可に係る第7条第2項の申請書に記載した<u>土採取事業の施工に関する計画又は土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。</u></p> <p>(土地の適正な管理)</p> <p>第22条の2 土採取事業を行う者は、<u>土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土採取事業を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに土採取場内の土地の所有者等に通知しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(土採取事業に係る土地の所有者等の義務)</p>	<p>要な施工上の管理をさせなければならない。</p> <p>(書類の備付け及び閲覧)</p> <p>第20条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、第18条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る土採取場内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土採取事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p> <p>(措置命令等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第10条の規定により第7条第1項又は第11条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土採取事業の停止を命じ、若しくは期限を定めて土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 土採取事業が当該許可に係る第7条第2項の申請書に記載した土採取場の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画に適合していないと認めるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 生活環境の保全のため緊急の必要があると認めるとき。</p> <p>(土地の適正な管理)</p> <p>第22条の2 土採取事業を行う者は、<u>土壌の汚染若しくは流出が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土採取事業を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに土採取場内の土地の所有者等に通知しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(土採取事業に係る土地の所有者等の義務)</p>	

旧	新	備考
<p>第22条の3 土採取場内の土地の所有者等は、<u>第9条第1項第2号</u>の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土採取事業の施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(協力要請)</p> <p>第23条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土採取事業を行う者、土採取場内の土地の所有者等その他の土採取事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の規定にかかわらず、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を必要とする場合(当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を<u>5,000平方メートル未満</u>に変更しようとする場合を除く。)における手数料の金額は、土採取事業許可申請手数料にあつては10,000円、土採取事業変更許可申請手数料にあつては5,000円とする。</p>	<p>第22条の3 土採取場内の土地の所有者等は、<u>第9条第2号</u>の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土採取事業の施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(協力要請)</p> <p>第23条 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、土採取事業を行う者、土採取場内の土地の所有者等その他の土採取事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の規定にかかわらず、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を必要とする場合(当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を<u>3,000平方メートル以下</u>に変更しようとする場合を除く。)における手数料の金額は、土採取事業許可申請手数料にあつては10,000円、土採取事業変更許可申請手数料にあつては5,000円とする。</p>	